

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1286号)

平成27年3月2日

横情審答申第1286号

平成27年3月2日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年9月9日都市推第479号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「泉ゆめが丘地区土地区画整理事業 開発事前協議申出書、基本設計協議
申請書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「泉ゆめが丘地区土地区画整理事業 開発事前協議申出書、基本設計協議申請書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「泉ゆめが丘地区土地区画整理事業 開発事前協議申出書、基本設計協議申請書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年6月16日付で行った一部開示決定のうち、個人の氏名及び住所並びに個人印の印影（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非開示とした。
- (2) なお、本件において団体代表者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、本号ただし書アに該当するため開示している。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立部分を開示するとの決定を求める。
- (2) 申立人の所有地が、申立人に無断で土地区画整理事業の施行地区に編入され、相続税の納税猶予特例の適用を受けられなくなった。

5 審査会の判断

- (1) 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業について

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項の規定に基づいた土地区画整理組合を施行者とする土地区画整理事業

である。

平成19年12月、組合施行の土地区画整理事業を実施することを目的として「泉ゆめが丘土地区画整理組合設立準備会」が設立された。泉ゆめが丘地区土地区画整理事業は、平成26年6月13日に区域区分の変更及び土地区画整理事業の決定がなされ、同年8月15日に「泉ゆめが丘土地区画整理組合」の設立が認可されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、市街地開発事業において整備する公共施設等の設計に関する技術指針（平成17年3月30日都事第361号。以下「技術指針」という。）に基づく協議に当たり、市街地開発事業を行おうとする者が、市長に提出した文書である。

開発事前協議申出書は、技術指針第4条第1項に掲げる「市街地開発事業に伴い必要となる事業区域内外の公共施設及び公益的施設の整備に関する事」について事前協議の申出をするための文書であり、開発事前協議申出書（第2号様式）、「泉ゆめが丘土地区画整理組合設立準備会」の署名簿及び事業計画概要書で構成されている。

基本設計協議申請書は、技術指針第5条第1項の規定に基づき市街地開発事業の計画について市長の同意を得るための文書であり、基本設計協議申請書（第4号様式）、「泉ゆめが丘土地区画整理組合設立準備会」の署名簿、事業計画概要書及び図面目録で構成されている。

実施機関は、本件申立文書のうち個人の氏名（団体代表者の氏名を除く。以下同じ。）及び住所並びに個人印の印影を条例第7条第2項第2号に該当するとして、団体代表者印の印影を同項第4号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

これに対して申立人は、本件申立部分である個人の氏名及び住所並びに個人印の印影の開示を求めている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会において本件申立文書を見分したところ、開発事前協議申出書（第2

号様式) 及び基本設計協議申請書 (第 4 号様式) において実施機関が非開示とした情報は、「泉ゆめが丘土地区画整理組合設立準備会」の担当者の氏名であることが認められた。また、「泉ゆめが丘土地区画整理組合設立準備会」の署名簿において実施機関が非開示とした情報は、当該準備会の委員の氏名及び住所並びに個人印の印影であることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は、本号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当せず、本号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年9月18日 (第176回第三部会) 平成26年9月25日 (第255回第一部会) 平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・諮問の報告
平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・審議
平成26年12月12日 (第262回第二部会)	・審議
平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・審議
平成27年1月23日 (第264回第二部会)	・審議